

民生委員審査専門分科会

1 民生委員専門分科会の目的

市長からの諮問を受けて民生委員・児童委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 開催状況

開催なし

(推薦会から推薦された候補者7名。いずれも意見書添付はありませんでした)

心身障がい福祉専門分科会

1 心身障がい福祉専門分科会の目的

障がい者の福祉に関する事項を調査審議する

障がい児の福祉に関する事項を調査審議する

2 開催状況

指定医師等審査専門部会

内容
<p>第1回鳥取市社会福祉審議会指定医師等審査専門部会</p> <p>日時：令和3年7月29日（木） 13時30分から13時40分</p> <p>場所：鳥取県医師会館 2階理事会室ほか ※テレビ会議にて実施</p> <p>議題及び結果：</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の指定について 2件中2件承認された</p> <p>(2) 障害者総合支援法第64条の規定による指定自立支援医療機関の変更について 1件中1件承認された</p>
<p>第2回鳥取市社会福祉審議会指定医師等審査専門部会</p> <p>日時：令和3年12月16日（木） 13時35分から13時40分</p> <p>場所：鳥取県医師会館 4階理事会室ほか ※テレビ会議にて実施</p> <p>議題及び結果：</p> <p>(1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師の指定について 1件中1件承認された</p>

老人福祉専門分科会

1 老人福祉専門分科会の所掌事務

- (1) 高齢者福祉に関する事項を調査審議すること
- (2) 老人福祉法第18条の2第3項の規定による意見（市長が老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター等の事業の制限または停止を命じる場合の意見）に関し、審議すること
- (3) 老人福祉法第19条第2項の規定による意見（市長が養護老人ホーム、特別養護老人ホームの事業の廃止命令、設置認可を取り消す場合の意見）に関し、審議すること

2 開催状況

開催なし

児童福祉専門分科会

1 児童福祉専門分科会の目的

児童福祉等に関する事項を調査審議する。

2 開催状況

開催なし。